

さくら市

教育大綱・教育振興基本計画



令和6年4月

さくら市

策定の趣旨

さくら市教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についてその根幹となる方針を定めるものです。また、さくら市教育振興基本計画は本市における教育行政の基本方向を示すものです。

今、社会は少子高齢化のさらなる進行、AIやビッグデータの活用がもたらすSociety5.0への動き、価値観の多様化など、時代の大きな変化の中にあり、先を見通すことがますます困難となっています。

次代を担う子どもたちは、これらの変化を前向きに受け止め、人生をより豊かにしていくためにどうすべきかを主体的に考え、多様な人々と協働しながら実現するという「生きる力」を育むことが重要であり、予測困難な時代を見据えた教育の重要性はますます高まっています。

さくら市では令和元年11月にさくら市教育大綱を定め、その理念に則って教育施策を進めてまいりましたが、こうした状況を背景として、本市の教育施策をより効果的に進めていくため、さくら市教育大綱及び教育振興基本計画を改めて策定することとします。

なお、いずれも本市の教育に関する基本的な理念や方向性を示すものであることから、教育大綱と教育振興基本計画を一体として策定します。

計画の位置づけ

さくら市教育大綱・教育振興基本計画は本市教育行政の最上位計画として位置づけ、策定にあたっては、国の第3期教育振興基本計画や栃木県教育振興基本計画2025を参酌しながら、本市の最上位計画である第2次さくら市総合計画の方針に沿って定めるものとします。

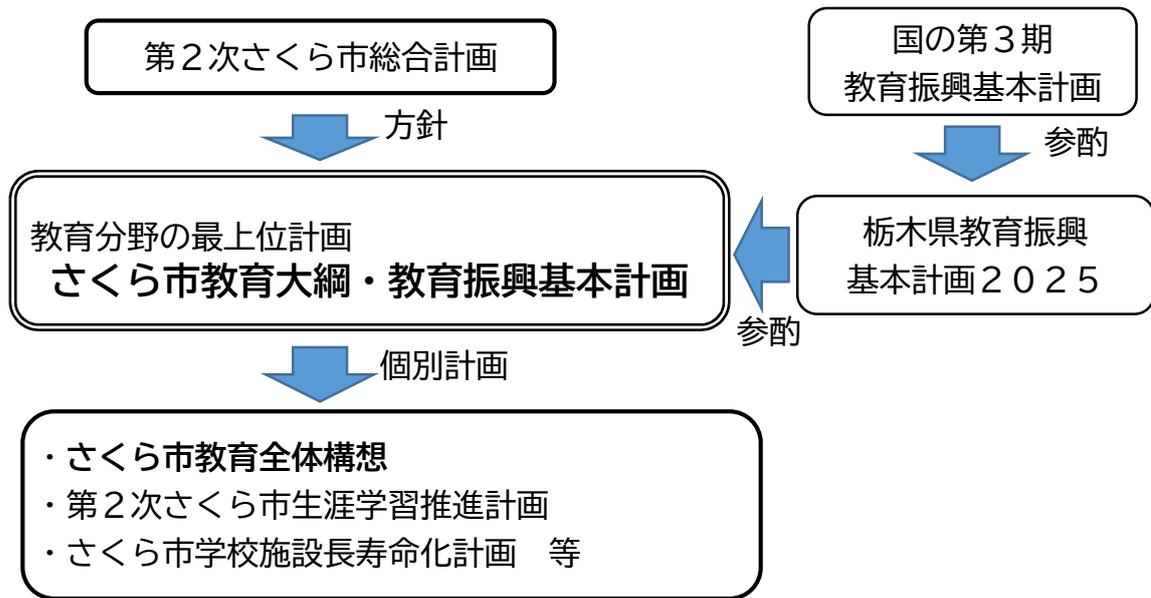
計画期間

計画期間は、関係各計画との整合等を図るため、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等により、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

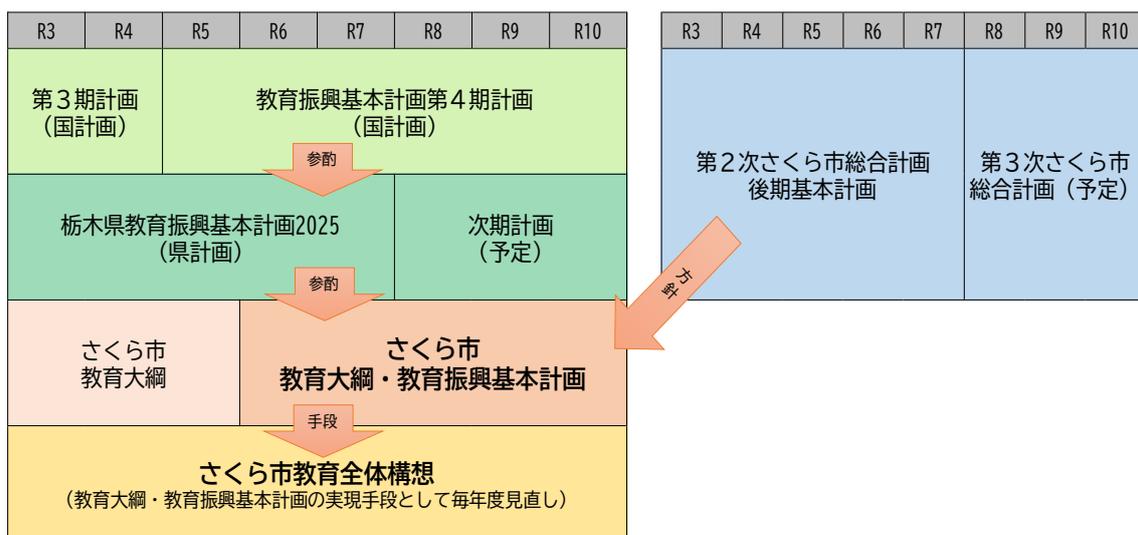
🌸 計画の進行管理

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、教育委員会が行う事務の管理及び施行の状況について、毎年点検及び評価を行います。各施策の実施にあたっては、この事務の点検及び評価の結果を踏まえて、適宜改善等を図っていきます。

◆計画の位置づけ



◆関係する他の計画と期間



さくら市教育大綱

基本理念

気力・体力・学力No.1

凡事徹底の精神で教育の進化を目指します。

目標を達成するために最も大切なことは小さな努力をこつこつと重ねること。当たり前のことを当たり前にするのではなく、当たり前のことを人には真似できないほど一生懸命にやるのが大切です。

教育目標

心身共に健康で、生涯にわたり自己実現し、
社会に貢献できる人づくり

基本目標

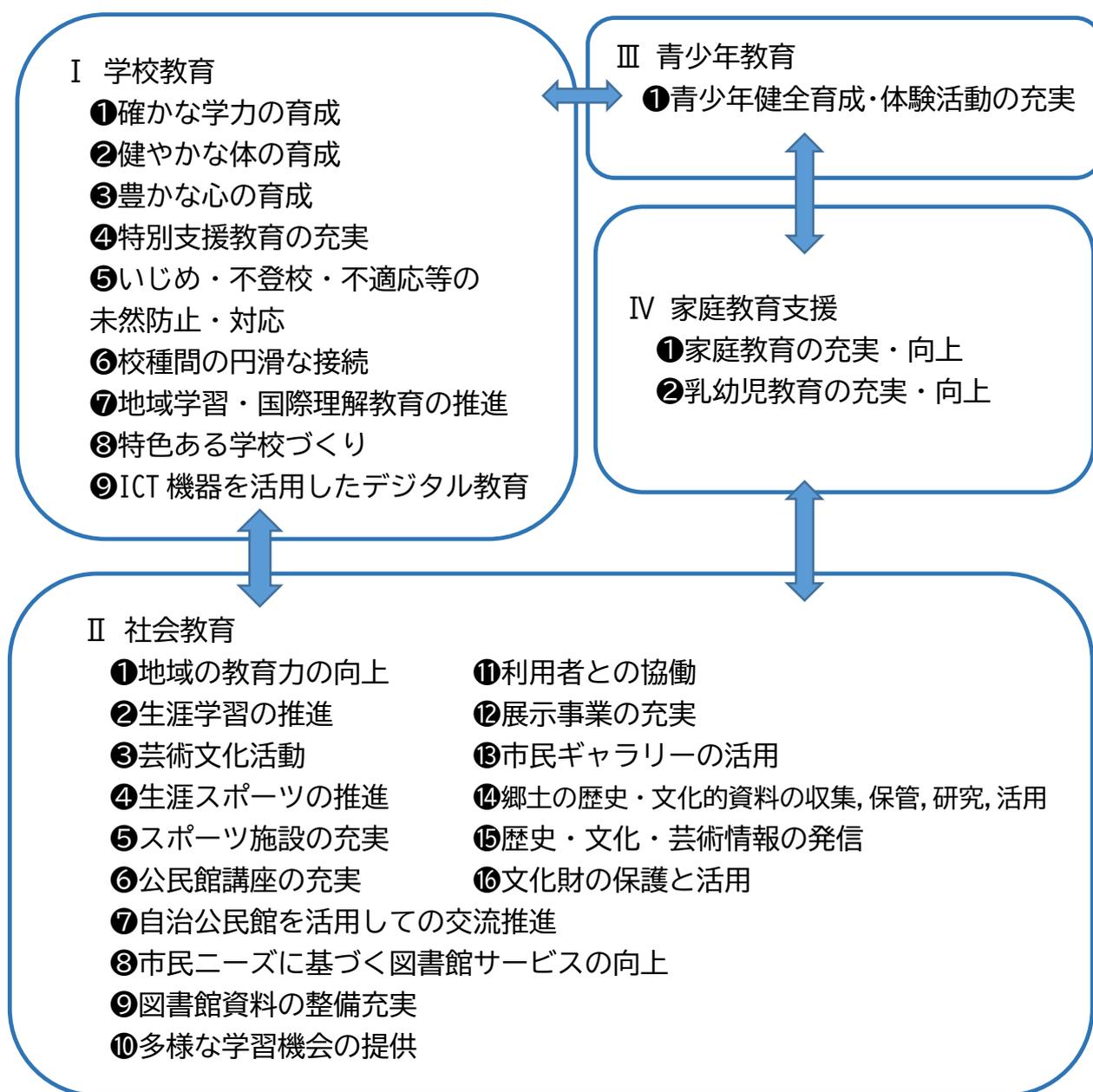
教育目標の実現を図るために、4つのステージにおいて基本目標を掲げ、実現に取り組んでいます。

分野	基本目標
I 学校教育	一人一人に生きる力の育成を目指す学校教育の充実
II 社会教育	人と人をつなぐ家庭・地域づくりを目指す社会教育の充実
III 青少年教育	さまざまな体験・交流をとおして、自分のよさをを見つけられる青少年教育の充実
IV 家庭教育支援	自立できる子どもの育成を目指す家庭教育支援の充実

さくら市教育振興基本計画

🌸 基本的な施策

さくら市教育大綱に掲げられた4つのステージにおける基本目標の達成に向けて、それぞれのステージとの相互連携を図りながら、総合的かつ横断的に施策を展開してまいります。なお、下記に掲げた基本的な施策の具体的な実施内容については、さくら市教育全体構想を毎年度定めることとし、その中で示していくこととします。





さくら市

SAKURA CITY

<お問い合わせ先>

〒329-1492

栃木県さくら市喜連川4420-1

さくら市教育委員会事務局 学校教育課

電話 028-686-6620

FAX 028-686-5336

Eメール gakukyo@city.tochigi-sakura.lg.jp